

事務所だより

第7号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金の仕組みを知ろう! - 第2回 -

生年月日と性別で異なる 年金受給開始時期

同じ年の夫婦でも違うのはなぜ?!

年金の受給開始時期は、昭和41年4月2日以降生まれの方を除いて、生年月日と性別で異なります。例えば、昭和28年5月生まれの方の会社員の兄と昭和30年7月生まれの方の会社員の妹の場合では、兄は61歳から、妹は60歳から年金を受給することになります。なぜ、このよ

うな受給開始年齢に違いがあるのでしょうか。

新法への改正に

ヒントが!

昭和61年に年金制度が大きく改正され「2階建て」と称する新法の年金制度が確立されました。2階建ての1階部分である老齢基礎年金は、新法も旧法同様に原則65歳から受給します。しかし、2階部分の老齢厚生年金は60歳(女子は55歳)から65歳へと引き上げられました。急激な受給年齢引

き上げによる混乱を避けるため、段階的に受給開始年齢を引き上げたのです。

何歳で受給できるのか

国民年金や厚生年金、共済組合に合せて原則25年以上(特例あり)の加入期間があり、大正15年4月2日以後に生まれの新法制定後に年金の受給権が発生した方が、図表の年齢から年金を受給開始します。ただし、60歳前半からの特別支給の老齢厚生年金は1年以上、65歳からの老齢厚生年金は1カ月以上の厚生年金加入期間が必要です。

今回は、勤めながら年金を受給したい場合について、掲載いたします。



老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げ

男子	女子	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
昭和16年4月1日以前生まれ	昭和21年4月1日以前生まれ	報酬比例部分 定額部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和16年4月2日から 昭和18年4月1日 生まれ	昭和21年4月2日から 昭和23年4月1日 生まれ	報酬比例部分 定額部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和18年4月2日から 昭和20年4月1日 生まれ	昭和23年4月2日から 昭和25年4月1日 生まれ	報酬比例部分 定額部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和20年4月2日から 昭和22年4月1日 生まれ	昭和25年4月2日から 昭和27年4月1日 生まれ	報酬比例部分 定額部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和22年4月2日から 昭和24年4月1日 生まれ	昭和27年4月2日から 昭和29年4月1日 生まれ	報酬比例部分 定額部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和24年4月2日から 昭和28年4月1日 生まれ	昭和29年4月2日から 昭和33年4月1日 生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和28年4月2日から 昭和30年4月1日 生まれ	昭和33年4月2日から 昭和35年4月1日 生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日 生まれ	昭和35年4月2日から 昭和37年4月1日 生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日 生まれ	昭和37年4月2日から 昭和39年4月1日 生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日 生まれ	昭和39年4月2日から 昭和41年4月1日 生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	
昭和36年4月2日 以降生まれ	昭和41年4月2日 以降生まれ	報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金	

身近なところから安全衛生に取り組もう

年末恒例？の大掃除

年末年始の休暇に向けて、職場で大掃除を行う季節になりました。日頃の清掃では行き届かない箇所には、一年分のほこりが積っていることでしょう。廃棄処分するべき書類の整理や書庫の清掃、切れたままになっている電灯の交換など、従業員で手分けしての大掃除は、意外と重労働です。清掃業者に依頼する企業もありますが、社員教育の一端として従業員に行わせる企業も少なくありません。

電灯を交換する時に

大掃除中に、天井の電灯が一本切れているのを発見しました。さて、あなたならどうしますか。

高いところがちょっと苦手という方は誰かに頼んで、自分で交換できる方は自分で交換していることと思います。その時に、何を台にして天井の電灯を交換しますか。すぐ下に事務機があって台替わりに乗る時に、まず事務椅子を踏

み台にして事務機に上がっていませんか。

事務椅子には、脚にギヤスターが付いています。また、振り向きやすいように座面がスムーズに回転するように工夫されています。事務椅子の上立ち上がろうとすると、バランスを崩して転倒する可能性が非常に高くなります。

脚立を使えば安心？！

それなら脚立を使えばいいかな、とうことで、脚立を使うことになりました。

さて、正しい使用方法を知っていますか。あと少しで電灯に届くからと、天板の上に乗っていませんか。脚立にまたがっていませんか。誤った使用方法で作業を行うと、バランスを崩してケガをする原因になります。

安全衛生は、日頃のわずかな意識から

これぐらいなら大丈夫、という過信は、一歩間違えれば大惨事になります。また、知らなかったために、危険な状態を招くこともあります。

Q 会社は無届けのまま、自宅から自転車通勤しています。先日の夜間に会社から寄り道せず帰宅した際、自宅近くの信号の無い十字路で自動車と衝突し、骨折してしまいました。会社に労災申請を申し出たところ、「無届けなので、認めない」と言われました。やはり、治療費は自己負担でしょうか。

会社は無届けの自転車通勤時の事故

A 結論から申しますと、通勤災害として労働基準監督署に申請することができます。通常利用することが考えられる経路を利用して通勤している場合、自宅から会社までの間で発生した事故は、移動の経路を逸脱したり、中断していなければ通勤災害と考えられます。会社は無届けであることは、申請できない理由にはあたりません。再度会社に申し出られて、会社の証明印を受けて下さい。万一、証明を渋る場合には、監督署へ申請時にその旨を相談されるとよいでしょう。

日頃から「危険」や「注意」の文字やマークを意識することで、安全衛生に対する取り組みが身近に感じられるでしょう。

十二月の労務手続

「提出先・納付先」

- 10日
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
 - 公共職業安定所
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業

業を開始している場合

- 15日
 - 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出（11月20日～1月25日）
 - 労働基準監督署
- 31日
 - 健保・厚年保険料の納付
 - 郵便局または銀行
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
 - 社会保険事務所
 - 公共職業安定所

本年最後の給料の支払を受ける

- 10日
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
 - 公共職業安定所
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業

日の前日まで

○給与所得者の保険料控除申告書（生命保険・損害保険・社会保険）兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出

「給与の支払者」

編集後記

気が付けば、今年のカレンダーも最後の1枚となりました。クリスマス用品と正月用品が同時に並ぶ店頭を見ながら、師走らしさを実感しています。今年4月の開業から右往左往しつつ年の瀬を迎えるに際して、来年はもう少し腰を据えて少し先を見ながら、じっくり物事を進めて行かねば…と反省しています。どうぞ良いお年をお迎えください。

「事務所だより」の内容に関するご質問やご要望がございましたら、左記までご連絡ください。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
E-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com